

第七一回

参第一号

災害見舞金法（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 災害見舞金の支給（第三条 - 第二十条）

第三章 審査請求（第二十一条 - 第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条 - 第二十九条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 国は、災害により損害を受けた者及び災害により死亡した者の遺族に対し、見舞のため、この法律の定めるところにより災害見舞金を支給する。

（定義）

第二条 この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、政令で定める規模の大火その他政令で定めるこれらに類する異常な現象をいう。ただし、国内におけるものに限る。

第二章 災害見舞金の支給

（災害見舞金）

第三条 災害見舞金は、傷病見舞金、障害見舞金及び死亡見舞金並びに住居家財見舞金とする。

（支給及び決定）

第四条 災害見舞金は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が支給する。

2 災害見舞金の支給を受けるには、市町村長に申請し、その決定を受けなければならない。

3 前項の申請は、その災害見舞金の支給事由の生じた日の翌日から起算して一年以内に限り、することができる。ただし、次の各号に規定する災害見舞金の場合にあつては、当該各号に定めるところによる。

一 先順位の遺族の死亡により支給されることとなつた死亡見舞金の場合にあつては、先順位の遺族が前項の申請をしていたときは最も近い同項の申請をした先順位の遺族の死亡の日の翌日から起算して一年以内に限りすることができ、先順位の遺族が同項の申請をしていなかったときは最先順位の遺族が本文の規定によつて申請をすることができた期間内に限りすることができる。

二 先順位の遺族が第十一条第三項又は第四項の規定により遺族としないとされたことにより支給されることとなつた死亡見舞金の場合にあつては、その遺族としないとされた日の翌日から起算して一年以内に限りすることができる。

三 前項の申請をしていた同順位の遺族が第十一条第三項又は第四項の規定により遺族としないとされたことによりあらためて申請すべきこととなつた死亡見舞金の場合にあつては、その遺族としないとされた日の翌日から起算して一年以内に限りすることができる。

四 世帯主の死亡により支給されることとなつた住居家財見舞金の場合にあつては、世帯主が前項の申請をしていたときは世帯主の死亡の日の翌日から一年以内に限りすることができる、世帯主が同項の申請をしていなかったときは世帯主が本文の規定によつて申請をすることができた期間内に限りすることができる。

五 世帯主が第十四条第二項又は第四項の規定により世帯主及び世帯員としないとされたことにより支給されることとなつた住居家財見舞金の場合にあつては、その世帯主及び世帯員としないとされた日の翌日から起算して一年以内に限りすることができる。

六 前項の申請をしていた世帯員が第十四条第二項から第四項までの規定により世帯主及び世帯員としないとされたことによりあらためて申請すべきこととなつた住居家財見舞金の場合にあつては、その世帯主及び世帯員としないとされた日の翌日から起算して一年以内に限りすることができる。

(傷病見舞金)

第五条 傷病見舞金は、災害により負傷し又は疾病にかかつた者に対し、その負傷又は疾病の程度が政令で定める程度である場合に支給する。

2 傷病見舞金の額は、三十万円を限度として負傷又は疾病の程度に応じて政令で定める。

第六条 傷病見舞金を支給した後に負傷又は疾病の程度が増進したときは、追加して傷病見舞金を支給する。

2 前項の規定により支給する傷病見舞金の額は、増進した後の負傷又は疾病の程度に応じた前条第二項の規定による傷病見舞金の額から前に支給した傷病見舞金の額（第十九条又は第二十条の規定により傷病見舞金の一部を支給しないこととした場合には、そうしないとすれば支給すべきであつた傷病見舞金の額）を控除した額とする。

(障害見舞金)

第七条 障害見舞金は、災害により負傷し又は疾病にかかり、なおつたときにその結果として政令で定める程度の障害が存する者に支給する。

2 障害見舞金の額は、五十万円を限度として障害の程度に応じて政令で定める。

第八条 前条第一項の規定にかかわらず、同項の負傷又は疾病がなおる前であつても、なおつたときにその結果として同項の政令で定める程度の障害が存することとなつて見込まれるときは、障害見舞金を支給することができる。この場合においては、その見込まれる障害につき前条第二項の政令を適用する。

2 前項の規定により障害見舞金を支給した場合において、その負傷又は疾病がなおつたときにその結果として存することとなつた障害の程度がその支給に際しなおつたときに存することとなつて見込まれた障害の程度より増進しているときは、追加して障害見舞

金を支給する。

- 3 前項の規定により支給する障害見舞金の額は、負傷又は疾病がなおつたときにその結果として存する障害の程度に応じた前条第二項の規定による障害見舞金の額から前に支給した障害見舞金の額（第十九条又は第二十条の規定により障害見舞金の一部を支給しないこととした場合には、そうしないとすれば支給すべきであつた障害見舞金の額）を控除した額とする。

（死亡見舞金）

第九条 死亡見舞金は、災害により死亡した者の遺族に支給する。

- 2 死亡見舞金の額は、五十万円とする。

（遺族の範囲等）

第十条 死亡見舞金を受けることのできる遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母とする。

- 2 死亡見舞金を受けるべき遺族の順位は、前項に規定する順序とする。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

- 3 死亡見舞金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした支給の申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

- 4 前項の申請をした遺族が支給の決定前に死亡した場合において、同順位の他の遺族がその死亡の日の翌日から起算して一年以内に、その旨及び他の同順位者一人の氏名を届け出ないときは、同項の申請の効力は、消滅する。

（遺族からの排除）

第十一条 故意に又は故意の犯罪行為により、人を災害により死亡させ又はその災害を生じさせた者は、死亡見舞金を受けることのできる遺族としない。

- 2 死亡見舞金を受けるべき直近先順位又は同順位の遺族を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者は、死亡見舞金を受けることのできる遺族としない。

- 3 重大な過失により、人を災害により死亡させ又はその災害を生じさせた者は、死亡見舞金を受けることのできる遺族としないことができる。

- 4 第二項の規定に該当する場合を除き、先順位又は同順位の遺族を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者は、死亡見舞金の支給を受けることのできる遺族としないことができる。人の災害による死亡前に、その死亡による死亡見舞金に係る先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者についても、また同様とする。

（災害による死亡の推定）

第十二条 災害の際現にその場にいられた者につき、当該災害のやんだ後三月間その生死がわからない場合又は当該災害のやんだ後三月を経過するまでにその死亡が明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、死亡見舞金に関する規定の適用については、その者は、当該災害のやんだ日に当該災害によつて死亡したものと推定する。
(住居家財見舞金)

第十三条 住居家財見舞金は、災害により住居又は家財に政令で定める程度の損害を受けた世帯の世帯主に支給する。この場合において、その被害の当時その世帯に世帯主が欠けていたときは、その当時その世帯に属していた者(以下「世帯員」という。)に支給する。

2 住居家財見舞金の額は、十万円を限度としてその受けた損害の程度に応じて政令で定める。

3 第十条第三項及び第四項の規定は、世帯員に住居家財見舞金を支給する場合について準用する。

(世帯主及び世帯員からの排除)

第十四条 住居家財見舞金を受けるべき世帯主又は世帯員を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者は、住居家財見舞金を受けることのできる世帯員としない。

2 重大な過失により、又は正当な理由がないのに災害に際しての損害の回避に関する権限ある者の指示に従わないことにより、災害により住居若しくは家財に損害を受け又はその災害を生じさせた者は、住居家財見舞金を受けることのできる世帯主及び世帯員としないことができる。

3 住居家財見舞金を受けるべき世帯主の死亡前に世帯員を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者は、住居家財見舞金の支給を受けることのできる世帯員としないことができる。

4 災害により住居又は家財に損害を受ける前に世帯主又はその世帯に属する他の者を故意に又は故意の犯罪行為により死亡させた者は、住居家財見舞金を受けることのできる世帯主及び世帯員としないことができる。

(一の災害に係る災害見舞金の調整)

第十五条 一の災害に係る傷病見舞金及び障害見舞金は、第五条から第八条までの規定にかかわらず、その合計額において五十万円をこえては支給しない。

(著しく近接した災害に係る災害見舞金の調整)

第十六条 二以上の災害が著しく近接して生じた場合においては、災害見舞金の支給については、政令の定めるところにより、これらの災害は一の災害とみなす。

(受給権者等の死亡の場合)

第十七条 災害見舞金を受ける権利を有する者がその支払を受けずに死亡したときは、その権利は、消滅する。

2 死亡見舞金は、これを受けるべき遺族がその支払を受けずに死亡したときは、他の

遺族に支給する。

- 3 住居家財見舞金は、これを受けるべき世帯主がその支払を受けないで死亡したときは、世帯員に支給し、これを受けるべき世帯員がその支払を受けないで死亡したときは、他の世帯員に支給する。

(支給の制限)

第十八条 傷病見舞金又は障害見舞金は、その災害による負傷若しくは疾病若しくはその結果としての障害若しくは負傷若しくは疾病の程度の増進又はその災害の生じたのが、それを受けるべき者の故意又は故意の犯罪行為によるものであるときは、支給しない。

- 2 死亡見舞金は、その災害による死亡又はその災害の生じたのが、その死亡した者の故意又は故意の犯罪行為によるものであるときは、支給しない。

- 3 住居家財見舞金は、その災害による住居若しくは家財の損害又はその災害の生じたのが、その世帯の世帯主又は世帯員の故意又は故意の犯罪行為によるものであるときは、支給しない。

第十九条 傷病見舞金又は障害見舞金を受けるべき者が、重大な過失により、又は正当な理由がないのに災害に際しての避難に関する権限ある者の指示若しくは療養に関する指示に従わないことにより、災害による負傷、疾病若しくはその負傷若しくは疾病の結果としての障害を生じさせ、若しくは災害による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、又はその災害を生じさせたときは、当該負傷若しくは疾病又は障害に係る傷病見舞金又は障害見舞金は、その全部又は一部を支給しないことができる。

第二十条 偽りその他不正の行為によつて、災害見舞金の支給を受けようとし又は受けた者には、当該災害に係る災害見舞金の全部又は一部を支給しないことができる。

第三章 審査請求

(審査請求)

第二十一条 市町村長のした災害見舞金の支給に関する処分に不服がある者は、文書又は口頭で、その市町村(特別区を含む。以下同じ。)を包括する都道府県の災害見舞金審査会に行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

- 2 審査請求は、前項に規定する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

- 3 審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

- 4 この法律及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

(災害見舞金審査会)

第二十二条 都道府県は、災害見舞金審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。

2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求と訴訟との関係)

第二十三条 市町村長のした災害見舞金の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第四章 雑則

(時効)

第二十四条 災害見舞金を受ける権利は、二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(受給権の保護)

第二十五条 災害見舞金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(非課税)

第二十六条 租税その他の公課は、災害見舞金として支給を受ける金銭を標準として、課することができない。

(交付金)

第二十七条 政府は、政令の定めるところにより、市町村に対し、災害見舞金の支給に要する費用及び災害見舞金の事務の処理に必要な費用を交付する。

2 政府は、政令の定めるところにより、都道府県に対し、審査会に要する費用を交付する。

(無料証明)

第二十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区長)は、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村長又は災害見舞金を受けるべき者に対して、災害見舞金を受けるべき者又は災害により死亡した者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 災害見舞金法(昭和四十八年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

災害により損害を受けた者及び災害により死亡した者の遺族に対し、見舞のため、国が災害見舞金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約四十五億円の見込みである。